

随意契約理由書及び比較見積省略理由

児童虐待相談対応件数や一時保護児童数が増加傾向にある一方、現在2ヶ所の一時保護所では受入れ人数に限りがあることから、速やかに新たな一時保護所を完成させる必要がある。

また、2ヶ所の一時保護所とも満床が常態化していることから、府内の民間児童養護施設への一時保護委託に係る措置費や高年齢児受入れに伴う加算などに多額の費用を要している。

上記を踏まえ、施設完成までの期間、一時保護委託に係る措置費などを総合的に検証した結果、建物本体をリース契約にて事業者へ建設・維持管理してもらうこととなった。

外構工事については、建物工事との緻密な連携が必要不可欠であることから、本来、建物建設時に一体となって工事すべきものであるが、リース契約に含めて行えば、事業者が前払いする工事費用に係る金利を要してしまう。また、リース期間中(10年間)に修繕が必要となる可能性が低い外構においては、リース契約とは切り離れたほうが事業者の維持管理費用も削減できることから、外構工事のみを別契約することとなった。

なお、外構工事に係る設計は令和4年10月31日に完成したため、それから入札を行えば、契約締結日は1月(入札手続きに要する期間:約3ヵ月間)となる。さらに、半導体不足の影響から電気室改修に係る部品の納期には10ヶ月程度を要することから、工期末は令和5年11月となるため、リース契約に係る建物完成時期である令和5年8月31日より3ヶ月間の遅れが生じる。これに伴い、一時保護委託に係る措置費や職員採用、人員配置など、多岐にわたり支障が生じることとなる。

以上のことから、建物工事と外構工事は一体となって工事すべきものであり、かつ建物リース契約に含まれる外構に係る設計書が出来てから入札を行えば、施設の開所時期が大幅に遅れてしまうことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により建物リース契約の落札事業者である大和リース株式会社と随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則第62条関係第2項第1号により比較見積書の徴収を省略するものである。